

平成 19 年 9 月 25 日

各 位

全国証券取引所
(株)証券保管振替機構
(株)日本証券クリアリング機構
(株)ほふりクリアリング

証券関係インフラ機関におけるコーポレート・アクション連絡協議体制の整備について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、証券関係インフラ機関の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 5 月の会社法施行により、上場会社のコーポレート・アクションは以前と比較して格段に自由度が増した状況となっております。一方で、投資者保護並びに売買・清算・決済を含めた円滑な市場運営¹の確保の観点からは、会社法上許容されるコーポレート・アクションであっても、証券市場においては受け入れられないものもございます。このため、上場会社の皆様がこれらの観点から問題となり得るコーポレート・アクションについて実施・決定するに際しては、証券取引所をはじめ、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構などの証券関係インフラ機関に事前相談が行われることが通例となっております。

各証券インフラ関係機関では、これまでも、上場会社から事前相談が寄せられた場合には、必要に応じて連携して対処するなどの対応に努めてきたところでございます。

この度、私どもでは、他の証券関係インフラ機関と連携し、改めて事前相談の受け皿を明示するとともに、各証券関係インフラ機関間が事前調整を行い、ビジネス・プラクティス（市場慣行・実務慣行）の積上げを行うことを目的とした、証券関係インフラ機関間のコーポレート・アクション連絡協議体制の整備を行うことといたしましたのでご通知いたします。詳細は下記のとおりです。

上場会社の皆様におかれましては、同協議体制整備に係る趣旨をご理解いただき、活発なご利用をお願いする所存でございます。

敬具

¹ これらに必要なシステムの安定的運用及び確実な事務処理等を含みます。

記

1. 連絡協議体制の概要

(1) 構成メンバー（証券関係インフラ機関）

- ・証券取引所等；東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、ジャスダック証券取引所(以下「取引所」といいます。)
- ・決済・清算機関；(株)証券保管振替機構、(株)日本証券クリアリング機構、(株)ほふりクリアリング

(2) 相談方法等

(相談者)

- ・相談者は、上場会社又はその関係者（上場会社から具体的案件について依頼を受けた事務幹事証券会社、弁護士、公認会計士、株主名簿管理人及びこれらに準じる者をいう。以下「上場会社等」と総称します。）とします。

(相談対象案件)

- ・原則として、取引所と決済・清算機関の双方に関わり得るコーポレート・アクションであって、具体性が強く、本連絡協議体制の相談対象案件とすることが適当と認められるものを相談対象とします。²

(相談方法・事前相談の受付先)

- ・原則として、上場会社等は、上場取引所又は証券保管振替機構のうち、いずれか当該案件に関わりが強いと思われる者に対して、事前に電話連絡のうえ、E-mail又は書面送付（個別会社名、具体的なスキーム、相談事項を明記）を行うこととします。なお、必要に応じて、面談を求めることもありますのでご承知おきください。
※上場取引所又は証券保管振替機構の連絡先は別紙のとおり。

(相談内容情報の共有)

- ・証券関係インフラ機関は、相談内容に応じて関係する証券関係インフラ機関間で、事前相談の内容に係る情報を共有するものとします。

(上場会社等へのご回答方法)

- ・上場会社等へのご回答については、関係する証券関係インフラ機関が、自らの名において、管轄部分に係る回答を行うものとします（ご回答方法は、面談・TEL・メールその他方法は問わないものとします）。³ なお、ご回答に際しては、必要に応じ

² これまでに実例が多々あり、市場への影響がないと思われる案件は除きます。

³ 本連絡協議体制を通じて回答を得た場合においても、上場会社は、上場関係規則に基づく取引所への通告、ファイナンス等に係る事前相談といった通常の手続は必要であることにご留意ください。

て、証券関係インフラ機関以外の者（株主名簿管理人、幹事証券会社など）にも所要の確認を行うことがあります。この確認にあたっては、証券関係インフラ機関は、具体的な上場会社名を伏せて行うなど情報の取扱いには十分注意することとし、不適切な情報漏洩につながらないように配慮いたします。

- ・ 証券関係インフラ機関において十分な検討を要する案件や実務上対応が必要な案件等については、ご回答あるいはコーポレート・アクションの決定や実行までに、相応の期間を要することがありますので、そのような案件については事前相談の日程にご留意ください。
- ・ 回答結果については、証券関係インフラ機関間において情報を共有・蓄積することが適当な事例について、当該機関間で情報共有を行うものとします。なお、上場会社等に過去事例として示すことが適当な事例につきましては、差し支えない範囲で提供いたします。

2. 運用開始時期

本連絡協議体制の構築に伴う上場会社等からの事前相談の受付は、平成 19 年 10 月 1 日（月）から開始することとします。

3. 事前相談に係る上場取引所・証券保管振替機構の連絡先

別紙のとおり。

以 上

本件に係るお問合せ先

株式会社東京証券取引所 上場部上場会社担当 03-3666-0141（代）

株式会社大阪証券取引所 自主規制本部上場グループ（上場管理担当） 06-4706-0850

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当） 052-262-3174

証券会員制法人福岡証券取引所 自主規制部 092-741-8231（代）

証券会員制法人札幌証券取引所 自主規制部 011-241-6171（代）

株式会社ジャスダック証券取引所 上場部 03-3669-1160

株式会社証券保管振替機構 業務部 03-3661-1836

コーポレート・アクション連絡協議体制の整備に係る上場取引所・証券保管振替機構の連絡受付先一覧

上場会社の皆様は、事前相談に際しては、上場取引所又は証券保管振替機構のうち、いずれか当該案件に関わりが強いと思われる者に対して、事前に電話連絡のうえ、E-mail 又は書面送付（個別会社名、具体的なスキーム、相談事項を明記）を行うようお願いいたします。

証券関係インフラ機関	連絡先部署	電話連絡先	E-mail アドレス
株式会社東京証券取引所	上場部上場会社担当	上場会社担当者※	jojo@tse.or.jp
株式会社大阪証券取引所	自主規制本部上場グループ (上場管理担当)	上場会社担当者※	sho-kanri@ose.or.jp
株式会社名古屋証券取引所	自主規制グループ (上場監理担当)	052-262-3174	syoken@nse.or.jp
証券会員制法人福岡証券取引所	自主規制部	092-741-8231 (代)	f-jisyukisei@fse.or.jp
証券会員制法人札幌証券取引所	自主規制部	011-241-6171 (代)	tsse@poplar.ocn.ne.jp
株式会社ジャスダック証券取引所	上場部	03-3669-1160	jojo@jasdaq.co.jp
株式会社証券保管振替機構	業務部	03-3661-1836	gyomu@jasdec.com

※ 東京証券取引所及び大阪証券取引所については、上場会社ごとに割り当てている担当者への直通電話番号（別途通知済み）をご使用ください。

以 上